

議第94号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

第1条 三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月25日提出

三島市長 豊岡 武士